

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正及び 「新・京都市ごみ半減プラン」の策定について

～ピーク時からのごみ半減に向けて～

京都市では、ピーク時からの「ごみ半減」に向け、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」といいます。）を、2R^{※1}と分別・リサイクルの促進の2つを柱とした、全国をリードする条例へと改正するとともに（平成27年10月1日施行）、改正条例の内容をはじめとする新しいごみ減量施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」^{※2}を策定しました。

※1 「2R（ニアール）」：ごみになるものを作らない・買わない「リデュース（発生抑制）」、再使用する「リユース（再使用）」

※2 「新・京都市ごみ半減プラン」：廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理基本計画」であるとともに、循環型社会・低炭素社会の構築を目指す計画として策定

1 ごみ減量の必要性

（1）ごみ量の現状

京都市では、「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」（平成22年3月策定）（以下「ごみ半減プラン」）に基づき、様々なごみ減量の取組を、市民の皆様・事業者の皆様の御理解と御協力により実施してきた結果、ピーク時（平成12年度）に82万トンあったごみの量が、平成25年度には、4割以上の減となる47万トンにまで削減できました。

その結果、クリーンセンター（清掃工場）を5工場から3工場に縮小するなど、環境負荷の低減と、年間106億円もの大幅なコスト削減（平成14年度：367億円 → 平成25年度：261億円）を実現できました。

また、1人1日当たりの家庭ごみ量は、他の政令市の平均の4分の3の441グラムと、大都市の中で最もごみの少ないまちを実現しました。

しかし、今なお、ごみの処理には年間261億円もの巨額の費用を要し、また、ここ数年は、ごみの減量がわずかな量にとどまっています。

<（参考）平成26年度のごみ量>

市受入量：46.1万トン、1人1日当たりの家庭ごみ量：428グラム

（2）ごみ減量の課題

クリーンセンターをできるだけ長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後には、約2年間にわたる大規模な改修が必要です。その際には、市全体のごみを2工場で処理しなければならず、その処理できるごみ量は、年間39万トン（ごみ焼却量35万トン）となることから、ピーク時からの「ごみ半減」39万トンは、必ず成し遂げなければなりません。

また、今後、成長戦略の推進により社会経済の活性化を図っていくことや、前計画の想定よりも人口減少を食い止めていることなどから、潜在的に発生するごみ量[※]は、「ごみ半減プラン」の見込みを上回る可能性が高くなっています。そのため、より一層、ごみ減量を加速させるための取組を推進する必要があります。

※ 潜在的に発生するごみ量：新たにごみの減量に取り組まなかった場合のごみ量

(3) 条例改正と新プランの策定へ

こうしたことから、平成27年3月、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とした、全国をリードする条例へと改正するとともに（平成27年10月1日施行）、改正条例の内容をはじめとする新しいごみ減量施策を盛り込んだ、「新・京都市ごみ半減プラン」を策定しました。

2 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正

(1) ポイント

ア 2Rを中心とする取組

ごみ減量について、重点的に取り組む6つの分野（①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等）における、特に重要な29の取組について、次のことを条例に掲げました。

(7) 実施義務・努力義務

- ・ 関係事業者等の皆様に実施していただく取組（実施義務：8項目）と、実施に努めていただく取組（努力義務：21項目）
- ・ 市民の皆様には、関係事業者等の皆様の実施義務8項目と「対」になる取組を、実施に努めていただく取組
- ・ 具体的な取組内容：別紙参照

(4) 報告義務

- ・ 実施義務、努力義務の取組について、一定規模以上の関係事業者（飲食、小売、旅館等及び大学）から、当該年度の実施計画と前年度の実施状況を市に報告（報告された内容を、市がとりまとめて公表）

(ウ) 市民モニター制度

- ・ 関係事業者等（飲食、小売、催事主催者）による取組の実施状況を把握するための市民モニター制度を創設

イ 分別・リサイクルの取組

家庭ごみ、事業ごみともに、分別を「協力」から「義務」に引き上げました。

(7) 家庭ごみの分別

- ・ 次のごみは、「燃やすごみ」の黄色い指定袋の中に入れて、決められた方法で必ず分別して排出していただきます。

- ・ 定期収集している資源ごみ（缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属・スプレー缶）
- ・ リサイクルできる紙ごみ（新聞、ダンボール、紙パック、その他の雑誌等の雑がみ）
- ・ 大型ごみ
- ・ 有害・危険物（薬品類、石油類等）

(4) 事業ごみの分別

- ・ 次のごみは、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集してクリーンセンターに搬入するごみ（透明袋による排出）又はクリーンセンターに自ら持ち込むごみとは、必ず分別して排出していただきます。

- ・ リサイクルできる紙ごみ（新聞、ダンボール、紙パック、その他の雑誌等の雑がみ）
- ・ 缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、金属類等の産業廃棄物

(2) 施行日

- ・ 平成27年10月1日
- ・ 事業所が排出する紙類で別に定めるものについては、平成28年4月1日

(3) 条例の愛称について

この条例を市民の皆様から身近に感じていただき、できる限りごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換につなげられるよう、条例の愛称を募集したところ、市内はもとより、全国から248件の御応募をいただきました。選考の結果、条例の愛称を次のとおり決定しました。

ア 条例の愛称

「(京都市) しまつのこころ条例」

【選定理由】

- ・ できる限りごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図るといふ条例の理念が端的に表現されている。
- ・ このような理念を明示することは、全国をリードする条例として発信していくのにふさわしい。

※ 入選作品を一部補正しました。

※ ごみの半減に向けてごみ減量を推進することをより明確にするために、『ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」』と表現することを基本とします。

イ 入選作品

「しまつの心条例」：^{いけなが}池永 ^{かずひろ}一広さん（大阪府高槻市）

※ 市民により分かりやすく親しみやすくなるよう、愛称については、漢字の「心」を平仮名の「こころ」に補正しました。

ウ 応募状況等

- ・ 募集期間
平成27年3月25日（水）～4月24日（金）
- ・ 応募件数
248件

3 「新・京都市ごみ半減プラン」の策定

(1) 名称

新・京都市ごみ半減プラン ―京都市循環型社会推進基本計画(2015―2020)―
～ 資源の更なる有効利用と環境負荷の低減を目指して ～

(2) ポイント

改正条例の内容をはじめ、①全国で初めてとなる、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」を削減する目標の設定や、②政令市初となる食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への実施拡大、さらには、③紙ごみなどの資源ごみの分別の義務化と、市民、事業者の皆様の自主的な分別・リサイクルの取組の支援強化など、新しいごみ減量施策を盛り込みました。

(3) 基本理念

2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量施策を推進し、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減等を図り、市民、事業者の皆様とともに循環型社会を構築し、「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイルとビジネススタイルの定着を図り、持続可能な社会の実現、環境先進都市・京都の更なる進化、さらには京都の都市格の向上につなげていきます。

(4) 計画期間

平成27年度から平成32年度までの6年間

(5) 数値目標

平成32年度を目標年度として、「市受入量」(平成25年度:47.2万トン→目標39万トン)に加え、分別・リサイクルの推進効果とクリーンセンター2工場体制時に焼却できるごみ量(35万トン)を明確にするための「ごみ焼却量」(平成25年度:44万トン→目標35万トン)を新たに設定するとともに、全国初となる、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス排出量」の削減(平成25年度:6.7万トン→目標5万トン(ピーク時の平成12年度9.6万トンから概ね半減))などの「2Rの促進に関する目標」と、「紙ごみ排出量」の削減(平成25年度:14万トン→目標10万トン)などの「分別・リサイクルの促進に関する目標」を設定します。

また、低炭素社会の構築に向けた数値目標として、ごみ処理における「温室効果ガス排出量」の削減目標(平成25年度:12万トン→目標8万トン)も設定します。

<主な数値目標>

	平成25年度(実績)	平成32年度(目標)
ごみの市受入量	47.2万トン	39万トン
ごみ焼却量 ^{※1}	44.4万トン	35万トン
食品ロス排出量 ^{※2}	6.7万トン	5万トン
紙ごみ排出量 ^{※2}	14万トン	10万トン
温室効果ガス排出量	12万トン	8万トン

※1 ごみ焼却量は、市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量、バイオガス化によりエネルギー回収される量、直接埋立量を除いた量

※2 食品ロス及び紙ごみ排出量:平成12年度(食品ロス9.6万トン、紙ごみ22万トン)の概ね半減を目指す。

(6) ごみ減量施策

「2Rの促進」と「分別・リサイクルの促進」の2つの柱の下に、11の基本施策と29の推進項目により構成しています。

<ごみ減量施策の体系>



<主な推進項目>

「2Rの促進」～そもそもごみになるものを減らす～

- ・ 2Rを中心とするごみ減量に関する事業者、市民等の実施義務又は努力義務*
- ・ 事業者による取組の実施状況等に関する報告義務*
- ・ 食品ロス削減等の市民・事業者の行動場面別ごみ減量メニューの検討・支援・実施等
- ・ レジ袋使用枚数の最も多い業態である食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への拡大実施に向けた取組の推進

政令市初

「分別・リサイクルの促進」～ごみは資源・エネルギー、分別・リサイクル～

- ・ 分別の義務化*とその周知・啓発の徹底
 - ・ 資源化可能な紙ごみ等のコミュニティ回収の拡大
 - ・ 小型家電、電池、水銀含有廃棄物（蛍光灯等）をはじめとする資源物及び有害・危険ごみの回収の促進
- ※ 条例に基づく取組

* 改正後の「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の全文は、以下のホームページに掲載しています。

【アドレス】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000180454.html>

* 「新・京都市ごみ半減プラン」の冊子は、以下のホームページからダウンロードできます。

【アドレス】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000180573.html>

関係事業者・市民等の皆様に実施していただく取組

- 関係事業者等の皆様に「実施していただく取組」（実施義務：8項目）
市民の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務：8項目）

No.	取組分野	業種等	取組項目 (上段：関係事業者等の皆様に実施していただく取組、 下段：市民の皆様に実施に努めていただく取組)
1	①ものづくり	製造	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力(乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへなど) 乾電池から充電電池、蛍光灯からLEDへの転換など環境にやさしい製品の利用
2	②食	飲食	食べ残さない食事を促進するためのPR(小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等) 食べ残さない食事の実践
3	③販売と購入 ※「②食」の観点も含む	小売	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出
4			レジ袋の可否と必要枚数の確認 マイバッグ(買い物袋)の持参、レジ袋の使用辞退
5	④催事(イベント等)	主催者	イベントにおける資源ごみの分別回収 イベントにおける資源ごみの分別排出
6	⑤観光等	ホテル・旅館	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内(宿泊者ではなく、従業員が分けることも可) 宿泊施設における資源ごみの分別排出
7	⑥大学・共同住宅等	大学	学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発 ごみ減量の取組及び分別排出*の実施
8		集合住宅管理者	居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発 ごみ減量の取組及び分別排出*の実施

(注) この表に記載している各分野の取組と同様の効果が期待される類似の取組で義務を履行していただくこともできます。

※ 分別排出については、一部義務化されているものがあります。

■ 関係事業者等の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務：21項目）

No.	取組分野	業種等	取組項目
1	①ものづくり	製造	製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR（包装への印字等）
2			自治体を実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR（電池、蛍光灯、家電等へのラベリングなど）
3	②食	飲食	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（ドギーバッグ*等）
4			ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制
5			使い捨て容器（食器）の使用抑制
6	③販売と購入 ※「②食」の観点も含む	小売	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進
7			容器包装の少ない商品のPR（商品棚への表示など）
8			レジ袋削減効果の高い、レジ袋有料化又はポイント還元（キャッシュバックも含む）の実施
9			店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯 等）
10			食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引き等）の実施
11			食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明
12			カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）
13			持ち帰り弁当等の購入時に、割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け
14	④催事（イベント等）	主催者	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知等）
15			イベントにおけるリユース食器の使用
16	⑤観光等	ホテル・旅館	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
17		土産物製造・小売	【製造業者】同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給
18			【小売業者】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR
19			他都市での物産展における簡易包装のPR（京都のごみ減量の取組のPR）
20	⑥大学・共同住宅等	大学	大学における資源ごみの回収拠点の設置
21	事業者全般		事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの推進

（注）この表に記載している各分野の取組と同様の効果が期待される類似の取組で義務を履行していただくこともできます。

※ ドギーバッグ
食べ切れなかった料理を、来店者の希望により持ち帰る際に利用できる箱